### 雑用水の利用促進に関する指導要綱

平成8年2月26日制定

(目 的)

第1条 この要綱は、本県における水資源の確保が厳しい状況にあるため、建築物に係る 雑用水利用について必要な事項を定め、水の有効利用の促進を図ることを目的とす る。

# (県及び建築主の責務)

- 第2条 県は,第1条の目的を達成するため,建築主と協力し,雑用水利用の促進に努めるものとする。
  - 2 建築主は、雑用水利用の導入等、水の有効利用及び節水に努めるものとする。

## (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)雑用水 人の飲用その他これに類する用途以外の用途に供される水 をいう。

(2) 雑用水利用 建築物からの排水(以下「汚水」という。)を再生処理し 又は雨水を貯留して雑用水として利用することをいう。

(3) 雑用水利用施設 雑用水利用に係る水処理施設及び雨水集水施設並びに付帯 する設備(配管類,ポンプ等)をいう。

(4) 計画一日平均使用水量 当該建築物における上水道(自家用井戸を含む)の計画一 日最大使用水量の8割で算定した水量をいう。

(5) 開発行為等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12号 に規定する開発行為及び宅地開発事業の基準に関する条例 (昭和44年千葉県条例第50号,以下「宅地開発条例」 という。)第2条第1号に規定する宅地開発事業等をいう。

(対象区域)

第4条 この要綱の対象区域は、県全域とする。

#### (対象建築物)

- 第5条 この要綱の対象となる建築物は、住宅(住宅を含む複合用途建築物は、住宅部分をいう。)を除き次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 汚水を公共下水道に接続・放流するものについては、計画一日平均使用水量が300m<sup>3</sup>以上のもの、又は建築延床面積が3万㎡以上のもの
  - (2) 汚水を個別に処理し、公共用水域に放流するものについては、計画一日平均使用水量が100m<sup>3</sup>以上のもの、又は建築延床面積が1万㎡以上のもの

#### (雑用水の用涂)

第6条 この要綱の対象とする雑用水の用途は、原則として水洗便所の洗浄用とする。

## (雑用水利用計画書に基づく指導助言)

第7条 建築主は、当該建築物が第5条に規定する対象建築物に該当する場合は、次に掲

げるときまでに、雑用水利用計画書(別記様式)に基づいて県の指導助言を受ける ことができる。

- (1) 当該建築物の建築が開発行為等を伴う場合には、当該開発行為等について都市計画 法第29条の規定による知事の許可又は宅地開発条例第7条の規定による知事の確 認を受けるとき
- (2) (1) 以外の場合には、当該建築物について建築基準法(昭和25年法律第201 号) 第6条の規定による建築確認申請を提出するとき

## (優遇措置等の情報の提供)

第8条 県は、雑用水利用を促進するため、税制、融資等の制度上の優遇措置等について 建築主等に対して情報の提供に努めるものとする。

## (雑用水利用施設の構造)

第9条 雑用水利用施設を設置する場合の雑用水貯水槽は、雑用水の水量不足に備え、水 道水の補給ができる構造のものが望ましい。この場合において、雑用水貯水槽は、 雑用水が水道水に混入しない構造とするものとする。

## (雑用水利用施設の管理)

第10条 雑用水利用施設の設置者若しくは建築主又は管理者(以下「設置者等」という。) は、雑用水の系統に係る配管設備について、飲料水その他雑用水以外の他の系統に 係る配管設備との間に衛生上及び利用上の支障を生じることのないよう管理保全 に努めるものとする。

## (雑用水利用施設の構造及び管理基準の遵守)

第11条 設置者等は、雑用水利用施設の構造及び管理基準については、「建築物における 衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)」及び「排 水再利用の配管設備の取り扱いについて(昭和56年4月27日住指発第91号建 設省住宅局建築指導課長通知)」に定める基準を遵守するものとする。

#### (補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、雑用水利用に関し必要な事項については別に定める。

## 附則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。